リコーモバイル通信サービス（端末レンタル）約款

本約款は、第２条に掲げる本サービスを利用する全てのお客様（以下「甲」といいます）とリコージャパン株式会社（以下「乙」といいます）との間に共通して適用されます。

第１章　共通条項

第１条（本約款の目的）

1. 本約款は、第２条に掲げる本サービスを、乙が甲に提供するにあたっての契約条件を定めることを目的とします。
2. 乙は、甲の了承を得ることなく、本約款を随時変更することがあります。この場合、乙の利用条件その他本約款の内容は、改定後のものを適用するものとします。
3. 変更後の本約款については、乙が別途定める場合を除いて、乙のホームページ等に表示した時点より効力を生じるものとします。

第２条（用語の定義）

本約款において、下記の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
モバイル端末レンタルサービス	本約款第１章および第２章に基づき、乙がレンタル事業者から本件モバイル端末を借り受け、これを甲に転貸するサービスをいいます。
モバイル回線サービス	本約款第１章および第３章に基づき、乙が電気通信事業者から提供された電気通信サービスを甲に再提供するサービス（USIM カードまたは eSIM プロファイルの貸与を含みます）をいいます。
ヘルプデスクサービス	本約款第１章および第４章に基づき、乙が甲からの各種問合せに対応するサービスをいいます。
本サービス	モバイル端末レンタルサービス、モバイル回線サービスおよびヘルプデスクサービスを一体として提供するサービスをいいます。
レンタル事業者	第２章に定める本件モバイル端末のレンタル事業者をいいます。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいいます。
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
電気通信事業者	第３章に定める電気通信サービスの提供事業者をいいます。

本件モバイル端末	モバイル端末レンタルサービスの対象となる乙所定の携帯電話機本体（電池パック含む）、データカード端末等の移動体通信端末をいいます。
USIM カード	モバイル回線サービスを利用した通信を行うために必要なものであって、契約者識別番号（契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。以下同じとします）その他の情報を記憶させることができる IC カードをいいます。
eSIM	モバイル回線サービスを利用した通信を行うために必要なものであって、契約者識別番号その他の情報を登録するための本件モバイル端末における小型記憶装置をいいます。
eSIM プロファイル	eSIM に登録する目的で電気通信事業者から貸与される契約者識別番号その他の情報をいいます。
MNP	ナンバーポータビリティ、電話番号を引き継いで移転先の電気通信事業者のモバイル回線サービスに乗り換える制度のことをいいます。
転入	第３章に定める電気通信事業者以外の電気通信事業者の電気通信サービスからモバイル回線サービスに乗り換えることをいいます。
転用	第３章に定める電気通信事業者の電気通信サービスからモバイル回線サービスに乗り換えることをいいます。
転出	モバイル回線サービスから他の電気通信事業者の電気通信サービスに乗り換えることをいいます。
付属品	本件モバイル端末の充電器およびその他の備品をいいます。
ＦｅｌｉＣａ	ソニー株式会社が開発した非接触 IC カードの技術方式または当該技術を用いた電子マネー等のサービスをいいます。なお、FeliCa はソニー株式会社の登録商標です。

第３条（本サービスの申込および利用契約の成立）

1. 甲は、本サービスを申込む場合、乙所定の申込書に必要事項を記載のうえ、記載事項の内容確認に必要な書類（甲の法人登記情報および甲の申込担当者の本人確認情報を含み、乙所定の申込書に定めるものとします）と併せて乙に提出するものとします。
2. 本サービスは、モバイル端末レンタルサービス、モバイル回線サービスおよびヘルプデスクサービスが一体となったサービスであり、各サービスを個別に申し込むことはできません。
3. 乙は、本サービスの提供が可能と判断した場合、乙所定の方法により甲にその旨の通知を行うものとし、当該承諾の通知が発行されたときに、甲乙間において本サービス利用契約が成立するものとし、第１６条に定める「レンタル期間」の間有効とします。
4. 甲は、「レンタル期間」中に第 1 項に掲げる申込書に記載された事項に変更が生じた場合、すみやかに乙が指定する方法によりその旨を通知するものとします。

第４条（引渡し）

1. 乙は、本サービス利用契約成立後、本件モバイル端末を申込用紙に記載の場所（以下「指定送付先」といいます）に送付することにより本件モバイル端末の引渡しを行うものとします。なお、本サービスに USIM カードまたは eSIM プロファイル（以下総称して「USIMカード等」といいま

す）の貸与が含まれる場合は、本件モバイル端末に挿入または登録した状態で引渡すものとします。

2. 甲は、本条第１項の引渡しに支障を来たさないよう指定送付先における本件モバイル端末の受入準備を完了することとします。
3. 甲は、本条第１項の引渡しを受けた場合、本件モバイル端末を点検し、何らかの契約不適合を発見した場合は、当該引渡しを受けた日（以下「引渡日」といいます）に乙に通知するものとします。当該契約不適合により甲がモバイル回線サービスを利用することができないと乙が認めた場合、乙は速やかに乙所定の代替用のモバイル端末（以下「代替機」といいます）を甲に送付するものとします。なお、代替機の引渡しについても、本条の規定を適用するものとします。
4. 甲が引渡日において何らの通知もしなかった場合、本件モバイル端末は引渡日において何らの契約不適合なく完全な状態で引渡されたものとします。

第５条（本サービス提供開始）

本サービスの提供開始日は、次に定めるとおりとします。

(1) 新規　　：本件モバイル端末の甲指定先への着荷日。

(2) 転入・転用：モバイル回線サービスの利用が可能となった日。

第６条（本サービス利用料金）

1. 甲は、本サービスの利用料金として、別途乙の定める料金表に記載された金額を申込書に記載された条件で乙に支払うものとします。なお、本サービスの利用料金は、消費税等相当額の記載のない限り税別表示とし、甲は料金支払い時に、消費税等相当額を併せて支払うものとします。
2. 本サービスの利用料金のうち月額料金は、本サービスの全部または一部の利用実績の有無にかかわらず、本サービス提供開始の翌月１日より発生します（日割りの請求はありません。）。
3. 本サービスの利用料金の支払に要する費用は、甲が負担するものとします。

第７条（前提環境）

1. 甲は、本サービスで提供された本件モバイル端末と USIM カードを、同じ組み合わせで使用する（以下「前提環境」といいます）ものとします。
2. 乙は、甲が本サービスで提供されていないモバイル端末または USIM カードを使用した場合、一切の動作保証を負わないものとします。

第８条（本サービス提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内に限定されます。

第９条（甲の協力）

1. 甲は、乙に対し、本サービスの遂行に必要な資料等（以下「資料等」といいます。）を提供するものとします。

2. 本サービスの遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は、当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含みます。）を乙に提供するものとします。
3. 前二項に掲げる甲の協力の遅延または不備によって生じた、本サービスの提供遅延、契約不適合等について、乙はその責任を免れるものとします。

第１０条（資料等の管理）

乙は、甲より提供を受けた資料等および作業環境を、善良なる管理者の注意をもって使用、管理し、本サービス遂行以外の目的で使用しないものとします。また、用途を終えた資料等は、乙の責任と負担において適切に廃棄または甲に返還するものとします。

第１１条（「ご利用開始のご案内」の取り扱い）

乙は、本サービスの実施にあたり、本サービス申込書の甲の担当者宛に「ご利用開始のご案内」をメール通知します。本サービスの利用期間中、甲はこの「ご利用開始のご案内」および、「ご利用開始のご案内」に記載された情報を自らの責任において管理するものとします。

第１２条（秘密保持）

1. 本サービスに関連して、相手方から秘密である旨を指定された情報（以下「秘密情報」といいます）を受領する当事者（以下「受領当事者」といいます）は、秘密情報につき秘密を保持し、情報を開示した当事者（以下「開示当事者」といいます）の事前の書面による承諾を得ずに、これを第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報の定義から除外します。
   (1) 開示の際、すでに公知となっていた情報。
   (2) 開示後、受領当事者の責めによらずに公知となった情報。
   (3) 開示時に、既に受領当事者が所有していた情報。
   (4) 開示後、受領当事者が秘密情報に触れることなく独自に開発した情報。
   (5) 開示後、受領当事者が第三者より秘密保持義務を負うことなく正当に取得した情報。
2. 前項の規定にかかわらず、受領当事者は、裁判所や行政機関の命令等法律に基づき秘密情報を開示する必要のある場合には、秘密情報を開示できるものとします。この場合、受領当事者は開示当事者に対して、その旨を書面で事前に通知するとともに、開示の範囲を最小限にするよう努めるものとします。
3. 本条第１項および第２項の規定にかかわらず、「甲に係る情報」の取扱いについては第２０条の定めが適用されるものとします。
4. 受領当事者は、本サービス終了後、開示当事者の指示に従い、速やかに秘密情報を返還または廃棄するものとします。

第１３条（不可抗力免責）

甲および乙は、天災地変、停電、通信設備の故障、交通機関の遮断そのほかの不可抗力よって本約款上の義務を履行できない場合、その原因が解消し、義務の履行が可能となるまでの間、当該義務の不履行責任から免責されるものとします。

第１４条（本サービスの停止および中止）

1. 乙は、次に掲げる事由による場合、事前に甲に予告することによって、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。なお、これらの事由が是正される見込みのない場合、甲および乙は、本サービス利用契約を解除することができるものとします。なお、本サービス提供開始の翌月１日から２４か月（本サービス利用契約が３年プランの場合は３６か月）以内に本条により契約解除された場合、甲は、第１６条第３項の規定に準じた解約料を負担するものとします。
   (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
   (2) 乙または株式会社リコーと契約を締結しているまたは締結していた他のサービス契約のサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
   (3) 前２号に定めるほか、本約款の定めに反する行為であって本サービスに関する乙の業務の遂行または電気通信事業者の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしまたは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
   (4) 甲において前提環境が保持されなくなった場合。
   (5) 前各号に掲げるほか、本サービスの継続に困難な事情が発生した場合。
2. 乙は、次に掲げる事由による場合、事前に甲に予告することによって、本サービスの提供の全部または一部を中止することができるものとします。
   (1) 電気通信事業者の電気通信設備の故障によるとき。
   (2) 電気通信事業者の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
   (3) 第３３条の規定により、本サービスの利用を中止するとき。
3. 本条第２項の定めにより、乙が本サービスを停止または中止する際、事前に乙の定める方法にて甲に周知するものします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. 乙は、第１項乃至第３項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して甲またはその他の第三者が損害を被った場合であっても一切の責任を負わないものとします。

第１５条（本サービスの廃止）

乙は、本サービスの全部または一部を廃止しようとするときは、予め廃止しようとする本サービスを利用している甲に通知します。この場合において、乙が定める廃止日（以下「廃止日」といいます）をもって本サービス利用契約は終了するものとします。

第１６条（本サービス利用契約の有効期間および解約）

1. 本サービス利用契約の有効期間（以下「レンタル期間」といいます）は、本件モバイル端末の引渡日に開始し、当該引渡日の属する月の翌月１日から起算して２４か月（本サービス利用契約が

３年プランの場合は３６か月）満了日に終了する期間（以下「初期レンタル期間」といいます）とします。ただし、初期レンタル期間の期間満了の１か月前までに、甲および乙のいずれからも相手方に対し本サービス利用契約を更新しない旨の書面による通知がないときは、さらに１か月間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、初回更新後に延長された１か月のレンタル期間を「再レンタル期間」といい、その後の更新後も同様とします。

2. 甲は、本サービス利用契約成立後に本サービスの変更を希望する場合、乙が指定する方法によりその旨を通知するものとします。なお、サービス変更の効力発生日は乙の定める日付にて決定するものとします。
3. 本条第１項に従い、初期レンタル期間以内に本サービス利用契約の解約を希望する場合には、甲は、乙所定の解約料を負担するものとします。

第１７条（届出）

1. 甲は、申し込みの際乙に通知した情報に変更がある場合は、乙所定の方法により、遅滞なく乙に届け出るものとします。なお、甲が契約内容の変更を申し出た場合、乙は、甲に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提示を求めることがあります。
2. 合併または分割により、甲における本約款上の地位の承継があった場合、甲の地位を承継した法人（以下「承継法人」といいます）は、承継の事実を証明する書類を添えて、乙に届け出るものとします。
3. 本条第２項の場合、技術的条件等から乙が当該契約者に対して本サービスの提供ができないと判断した場合、甲または承継法人は、前条に従い解約の手続きをとるものとします。
4. 本条第１項または第２項の届け出がなかったことで、甲または承継法人が不利益を被ったとしても、乙は一切その責任を負いません。

第１８条（禁止行為）

甲は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

(1) 法令に違反する行為またはそのおそれがある行為。
(2) 公序良俗に反する行為。
(3) 本サービスの利用を妨害する行為またはそのおそれがある行為。
(4) 本件モバイル端末等のハードウェアの改造分解行為。
(5) 本件モバイル端末および USIM カード等の第三者への転貸、譲渡、売却、質入等の担保設定その他一切の処分行為。
(6) 本サービスを構成するソフトウェア等への不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える行為。
(7) 本サービスの提供を妨害する行為またはそのおそれがある行為。
(8) 他人のユーザーＩＤを使用する行為またはその入手を試みる行為。
(9) 他人のデータを閲覧、変更、改ざんする行為またはそのおそれがある行為。
(10) その他乙が不適切と判断する行為。

第１９条（損害賠償および免責）

1. 乙は、次に掲げる事項に対しては、一切の責任を負いません。
   (1) 前提環境の不備に起因する本サービスの未提供または契約不適合、およびその結果生じた損害。
   (2) 本サービスの中断、運用停止、廃止または実施結果によって生じた業務停止、機会損失等の損害。
   (3) データ等の漏洩または滅失による損害およびこれらの復旧。
   (4) 本サービスの利用の結果生じた甲と第三者との間に生じた紛争の処理、および紛争により生じた損害。
   (5) 本件モバイル端末の使用または管理に起因して発生したいかなる損害。
   (6) 本件モバイル端末のソフトウェアバージョンアップ等の作業に伴って発生した費用および損害。
   (7) 本件モバイル端末のソフトウェアバージョンアップ等の作業を実施したことまたは実施しなかったことに起因する損害。
2. 乙は、次に掲げる事項の場合には本サービスの提供義務を免れるものとします。
   (1) 甲の故意または重過失によって生じた本件モバイル端末の故障、盗難、水漏れ、全損等（以下総称して「故障等」といいます）の場合。
   (2) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合。
   (3) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合。
   (4) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合。
   (5) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合。
   (6) その原因等について虚偽の事実を申告または、乙が合理的根拠に基づき虚偽と判断した場合
   (7) 甲が月額利用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合。
3. 甲および乙が相手方に損害賠償責任を負う場合、その賠償額は、本サービスの月額料金の１か月分の金額を上限とします。ただし、損害賠償責任を負う当事者に、故意または故意と同視しうる重大な過失がある場合には、かかる賠償制限は適用されません。
4. 乙は、前項の規定にかかわらず、本サービスを提供すべき場合において、乙の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じ）にあることを乙が知った時刻から起算して、２４時間以上その状態が連続したときに限り、その甲の損害を賠償します。
5. 前項の場合において、乙は、本サービスが全く利用できない状態にあることを乙が知った時刻以後のその状態が連続した時間（２４時間の倍数である部分に限ります。）について、２４時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る月額利用料（日割計算による）の料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
6. 乙の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、本条第４項および第５項の規定は適用しません。

第２０条（甲に係る情報の取り扱い）

1. 乙は、本サービスを提供するにあたり、甲に係る情報（申込み時または本サービス利用契約成立後に、乙が甲に関して取得する氏名、住所、連絡先電話番号および契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。）を電気通信業者に提供します。
2. 本サービスにおける個人情報については、乙のプライバシーポリシーに基づき適切に管理します。
3. 最新のプライバシーポリシーは乙のホームページ（https://www.ricoh.co.jp/privacy/）に掲載しています。

第２１条（譲渡禁止）

甲および乙は、本サービス利用契約に基づき発生した相手方に対する権利または義務に関して、相手方の承諾なくこれを第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならないものとします。

第２２条（解除）

1. 甲および乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告なしに直ちに本サービス利用契約を解除することができるものとします。
   (1) 本サービス利用契約上の債務を履行せず、そのほか本約款に違反し、相当の期間を定めて催告をされたにもかかわらず、なお債務不履行そのほかの違反行為が是正されない場合。
   (2) 差押、仮差押、仮処分または競売の申立てがあった場合、もしくは公租公課を滞納し督促を受けた場合、あるいは滞納処分により財産の差押を受けた場合。
   (3) 振出した手形または小切手が不渡りとなった場合、もしくは手形交換所より銀行取引停止処分を受けた場合。
   (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てがあった場合。
   (5) 解散事由に該当した場合。
   (6) 監督行政庁により資格の取消、業務の停止等の行政処分を受けた場合。
   (7) 重大な背信行為があった場合。
2. 甲または乙は、本条第１項各号のいずれかに該当した場合、契約解除の有無にかかわらず、相手方に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
3. 甲または乙は、本条第１項に基づき本サービス利用契約を解除した場合であっても、その被った損害につき相手方に対し賠償請求することができるものとします。

第２３条（反社会的勢力との関係排除等）

1. 甲および乙は、自己、自己の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に支配力を有する者をいいます。）もしくは本サービスの従事者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
   (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、そのほかこれらに準ずる反社会的勢力（以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）であること。
   (2) 反社会的勢力が出資、融資、取引そのほかの関係を通じて、自己の事業活動に支配的な影響力

を有すること。

(3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること。

(6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 甲および乙は、本サービス利用契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。

3. 甲および乙は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。

(1) 反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと。

(2) 自らもしくは業務従事者または第三者を利用して以下の行為を行うこと。

① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。

② 事実に反し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。

③ 相手方の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。

④ 相手方の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。

4. 甲および乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告なしに直ちに本サービスを解除することができるものとします。この場合、解除を実施した当事者は、相手方に対して、その名目の如何を問わず金員支払そのほか経済的利益提供の義務を負担しないものとします。

第２４条（残存条項）

理由の如何を問わず本サービス利用契約が終了した場合であっても、第１２条、第１８条、第１９条、第２０条、第２２条第３項、第２３条、本条および第２５条の条項は、なお効力を有するものとします。

第２５条（準拠法および管轄裁判所）

本約款に関する準拠法は日本法とし、本サービスに係る全ての訴訟は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決されるものとします。

第２６条（協議）

本約款に定めなき事項または本約款の解釈について疑義が生じた場合、甲および乙は、信義誠実の原則に従い協議し、円満に解決を図るものとします。

第２章　モバイル端末レンタル条項

第２７条（対象となるレンタルサービス）

1. 乙は、以下に定めるレンタル事業者から本件モバイル端末を借り受け、これを甲に転貸することにより、モバイル端末レンタルサービスを提供するものとします。

レンタル事業者	規約
ソフトバンク株式会社	モバイル端末レンタルサービス条項 https://www.softbank.jp/biz/set/data/mobile/rental/pdf/terminal.pdf
株式会社 Belong	Belong One レンタル約款 https://belong.my.salesforce.com/sfc/p/#5h000004OIIi/a/5h000000H5hJ/RYJBq8ZwZAIILnT2wWTB0TpC2nj.iFJ_F8IKm8ZwQX4

2. 甲はモバイル端末レンタルサービスの利用にあたっては、上記のレンタル事業者が定める規約の内容についても同意するものとします。乙は、甲の当該規約への同意を条件として、モバイル端末レンタルサービスを提供するものとします。なお、本約款の内容と当該規約の内容が相違した場合は、本約款の内容が優先されるものとします。

第２８条（本件モバイル端末の使用および管理）

1. 甲は、本件モバイル端末および USIM カード等をレンタル期間内において、乙の指示または取扱説明書等に記載の用法に従い使用するものとします。本件モバイル端末に必要な電源・電力、消耗品代等は、甲がその負担により提供するものとします。
2. 乙は、甲が第３１条および第３７条第４項に定める本件モバイル端末の返却にあたり、本件モバイル端末とともに付属品を当社に送付した場合、特段の定めなき限り、甲は当該付属品の所有権を乙に無償で譲渡したものとみなします。
3. 甲は、善良なる管理者の注意をもって本件モバイル端末を使用管理するものとし、乙の承諾なしに、本件モバイル端末の改造分解、本件モバイル端末に添付されている USIM カードの他の携帯電話等の機器への差替え、および本件モバイル端末に添付されている USIM カード以外の USIM カード（以下「その他チップ」といいます）を本件モバイル端末に差し替えての利用（転用における差し替えを除きます。本項および次項において以下同じ。）を行わないものとします。
4. 甲は、その他チップを本件モバイル端末に差し替えて利用する場合、乙は本条項の規定による利用ができない場合があることに加えて、何らかの不都合や利用の制限・制約が生じる場合があるほか、モバイル回線サービスにおいても音声通話およびデータ通信の定額契約不適用による高額利用の発生などが生じる場合について、あらかじめ同意するものとします。当社は、その他チップの利用に関してのお問い合わせに対応することができず、また、その他チップの利用に関して契約者に生じる一切の損害について責任を負いません。
5. 甲は、本件モバイル端末に添付された調整済みの標識等を除去、汚損しないものとします。
6. 第三者による不正使用等による通信であっても、モバイル回線サービスを利用して行われた通信は、全て甲によって行われたものとみなし、甲が回線サービス料金等を負担するものとします。

第２９条（本件モバイル端末の保守）

乙は、本件モバイル端末の保守として、別途乙が定める保守条件を満たす場合に限り、本件モバイル端末が紛失等もしくは毀損した場合に無償で修理および交換に応じるものとします。ただし、USIM カードおよび付属品は当該保守の対象外となります。

第３０条（蓄積データ等の管理）

1. 甲は、本件モバイル端末および蓄積データ等を第三者に無断で使用されないよう、甲の責任において厳格に管理するものとします。
2. 乙は、原因の如何を問わず（本件モバイル端末の紛失等もしくは毀損による場合、ならびに甲の管理義務違反による場合を含みます）、蓄積データ等の漏洩および不正利用について、一切の責任を負わないものとします。

第３１条（本件モバイル端末および USIM カードの返却）

1. 甲は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、本件モバイル端末にかかる蓄積データ等の一切を消去し、かつ、本件モバイル端末のロックを解除し、工場出荷時状態に戻した上で、乙が別途定めるその他の返却条件にしたがって、本件モバイル端末および USIM カードを下記の該当する期限までに乙所定の窓口に返却するものとします。なお、送料は第３７条第４項に定める場合を除き、甲の負担とします。
   (1) 理由の如何を問わず、本サービス利用契約が終了したとき：解約日から乙所定期間以内
   (2) 代替機が発送されたとき（紛失等により本件モバイル端末および USIM カードが甲の管理下にない場合を除く）：乙が代替機を発送した日から乙所定期間以内
2. 甲が本条第１項に定める手続きにより本件モバイル端末および USIM カードの返却を行わない場合、甲は、乙所定の未返却損害金を負担するものとします。本条第１項に定める所定の期間経過後において返却がなされたとしても、同様とします。解約後に本件モバイル端末および USIM カードの紛失等が発覚した場合も紛失等の扱いとはなりません。
3. 乙は、本条第１項の本件モバイル端末の返却に際し、甲が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、甲または第三者に生じた損害（ＦｅＩｉＣａを用いたサービスやシステムが利用できなくなる場合を含むが、これらに限られない）につき一切の責任を負わないものとします。

第３章　モバイル回線サービス条項

第３２条（対象となる電気通信サービス）

1. 乙は、以下に定める電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受け、甲に再提供することにより、モバイル回線サービスを提供するものとします。

電気通信事業者	電気通信サービス	規約
ソフトバンク株式会社	4G 通信サービス	4G 通信サービス契約約款 https://www.softbank.jp/mobile/legal/articles/4g/
	4G データ通信サービス	
	5G 通信サービス	5G 通信サービス契約約款 https://www.softbank.jp/mobile/legal/articles/5g/
	衛星通信サービス	衛星通信サービス契約約款 https://www.softbank.jp/mobile/legal/articles/satellite_phone/
株式会社 NTT ドコモ	Xi サービス	Xi サービス契約約款 https://www.docomo.ne.jp/binary/pdf/corporate/disclosure/agreement/d15.pdf?ver=1753948812
	5G サービス	5G サービス契約約款 https://www.docomo.ne.jp/binary/pdf/corporate/disclosure/agreement/d22.pdf?ver=1753948812

2. 甲はモバイル回線サービスの利用にあたっては、利用する通信に適用される上記の電気通信事業者が定める規約の内容についても同意するものとします。乙は、甲が当該規約への同意を条件として、モバイル回線サービスを提供するものとします。なお、本約款の内容と当該規約の内容が相違した場合は、本約款の内容が優先されるものとします。

第３３条（通信利用の制限等）

1. 乙は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、甲の通信利用を制限することがあります。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3. 甲が、電気通信事業者の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、甲の利用を制限することがあります。

第３４条（モバイル回線サービスについての注意事項）

甲は、モバイル回線サービスの利用にあたり、次の各号を予め承諾するものとします。

(1) 本件モバイル端末の種類によってサービスエリアが異なります。詳細は電気通信事業者のホームページでご確認ください。

(2) ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は本サービスの利用料金に含まれてお

り、将来これらサービス料の見直しなどによって、本サービスの利用料金を見直しする場合があります。

(3) MNP による転入、転用および転出を申込される場合、電気通信事業者との回線利用契約と、回線名義人を甲から乙もしくは乙から甲に変更することに同意いただく必要があります。

(4) 電気通信事業者との回線契約が締結できない場合、MNP をお受けできないことがあります。

(5) 転入元もしくは転用元の回線名義人は法人回線名義である必要があります。個人回線名義の場合は MNP 対象外です。

(6) 転入元もしくは転用元の電気通信事業者によっては MNP 対象外となる場合があります。

(7) 転入元もしくは転用元との契約で、端末の割賦残債および違約金・解約金などがある場合、これらの支払いが完了しないと本サービスの申込手続きが完了できない場合があります。

(8) MNP による転出の際、電気通信事業者との回線契約を締結後、甲自身により電気通信事業者からの転出/転出先通信事業者への転入手続きをする必要があります。

(9) MNP による転出の際、電気通信事業者との回線契約にともなって、利用料金の支払いが生じます。月額利用料の他、新規契約事務手数料などの手数料、国際電話などの有償通話分/SMS/データ通信などの従量課金分が含まれ、本サービスの解約の翌月以降に電気通信事業者からお客様に請求されます。

(10) 原則、本サービス利用契約の申込を乙が受理した以降のキャンセルはできません。

(11) モバイル回線サービスの回線・通信サービス仕様ないし品質については、電気通信事業者のサービス内容に準拠します

(12) 月間データ容量の上限を超過した際は翌月 1 日まで通信速度が制限され、データ容量の追加は出来ません。

(13) 複数回線の月間データ容量シェアは出来ません。

(14) 月間データ容量の翌月繰り越しは出来ません。

第４章　ヘルプデスクサービス条項

第３５条（ヘルプデスクサービスの内容）

乙が甲に提供するヘルプデスクサービスは、次の各号に定めるとおりとします。

(1) 回線停止・再開依頼受付・対応

(2) 端末交換依頼受付・対応

(3) データ使用量、残データ容量の問合せ対応

第３６条（ヘルプデスクサービスの受付時間）

ヘルプデスクサービスの受付時間は以下に定める通りとします。

サービス提供形態	受付時間
回線障害受付	月～金　9：00～17：00（※）

（※）土、日、祝祭日、乙の休業日は除きます。

第３７条（本件モバイル端末の毀損・紛失などの取り扱い）

1. 甲は、本件モバイル端末または USIM カードについて、理由の如何を問わず紛失等または毀損が発生した場合、直ちに乙所定の方法により、遅滞なく乙に届け出るものとします。
2. 乙は、代替機を甲に貸与するものとします。なお、当該代替機について、紛失等または毀損した本件モバイル端末と同機種・同色とは限らず、また、未使用端末とは限りません。乙は、当該代替機が同機種ないし同容量（もしくはその両方を含む）等とならなかった場合、請求額が従前のサービス料金と異なる場合があること、および、本サービス利用契約を解約し、新たな本サービス利用契約の申込みが必要な場合があることに、あらかじめ同意するものとします。
3. 付属品は、本条第２項の代替機に含まれません。付属品が必要な場合および付属品の消耗または故障等があった場合は、甲が自ら購入するものとします。
4. 本条第１項の場合、甲は、乙所定の書面を、代替機を発送した日（本サービス利用契約の解約等、代替機の送付が発生しない場合は、乙が所定書面の提出を請求した日）から乙所定期間以内に、自ら運送料を負担することにより（ただし、乙指定の着払い伝票の場合は乙負担）乙所定の窓口に送付するものとします。なお、本件モバイル端末を毀損した場合には、甲は蓄積データ等を消去のうえ、毀損した本件モバイル端末を当該書面と共に送付するものとします。乙は、本件モバイル端末の返却に際し、契約者が蓄積データ等の消去を行わなかったことにより、甲または第三者に生じた損害（ＦｅｌｉＣａを用いたサービスやシステムが利用できなくなる場合を含む）につき一切の責任を負わないものとします。
5. 本件モバイル端末を毀損した場合で、本条第４項に定める期間内に乙所定の書面の送付および本件モバイル端末の返却がなされない場合、甲は、乙所定の未返却損害金を負担するものとします。なお、毀損の申告後に本件モバイル端末の紛失等が発生した旨を乙に申告した場合であっても、紛失等の扱いとはなりません。

第３８条（障害対応、各種問合わせ対応についての注意事項）

1. 乙は、乙が別途設置するヘルプデスクに、甲が乙の定める方法で本サービスについての問合わせを行った場合、乙で対応可能な範囲でその問合わせに対応します。なお、乙は、当該対応について、最善の努力を行うものとしますが、問合わせに完全に回答できること、当該問合わせ対応により、甲に発生している全ての問題が解決することを保証するものではありません。
2. 乙は、問合わせに回答するため、問合わせの伝達・引継ぎを行うため、その他モバイル端末レンタルサービス・モバイル通信サービス等の取引を円滑に履行するため、ヘルプデスクへお問い合わせいただいた甲の情報（甲の商号・名称、担当者氏名・所属部署、 連絡先 電話番号、お問い合わせの日時・内容等）を本件モバイル端末の製造メーカー等の第三者に提供する場合があります。

第３９条（回線停止等の対応についての注意事項）

甲は、回線停止または再開（以下「回線停止等」といいます）を申し入れる場合は、次の各号を予め承諾するものとします。

(1) 乙に対し回線停止等の申入れを行った者が、乙所定の確認事項に回答できた場合にのみ、回線停止等を行うこと
(2) 回線停止等の申請により、モバイル回線サービスの利用ができなくなること、即座にモバイル回線サービスが利用中止または再開とならない場合があることについて、乙は一切責任を負わないこと（回線停止等の申入れを行った者が甲であるか、第三者であるかを問わない）

第４０条（故障・紛失等の問合わせの対応についての注意事項）

甲は、故障または紛失等の問合わせを行う場合は、次の各号を予め承諾するものとします。

(1) 回線障害受付へお問合せいただく際には、ご契約いただいている回線番号の申告が必須となります。
(2) 本件モバイル端末が故障した場合もしくは紛失した場合は速やかに乙のヘルプデスクへ申告してください。紛失の際、警察署への遺失届出書の受理番号の提示が必要となることがあります。
(3) 本サービスを解約した際の本件モバイル端末ないし、故障機ならびに代替機は速やかに返却をお願いします。乙所定の期間内に返却されない場合には未返却損害金が発生します。

第４１条（業務の委託）

乙は、ヘルプデスクサービスの全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第４２条（ヘルプデスクサービスの対象外となる対応）

次に掲げる作業はヘルプデスクサービスの適用外とし、乙は、当該作業の実施について何らの責任も負わないものとします。

(1) 乙以外の者が本件モバイル端末に設定変更または修理等を行った結果生じた障害に関する障害復旧作業。
(2) コンピュータウイルスまたは不正アクセス等によって本件モバイル端末に障害が生じた場合の障害復旧作業。

(3) 前各号のほか、乙が定めるヘルプデスクサービスの範囲外と判断する作業。

制定日　　：２０２１年9月３０日
最終改訂日：２０２５年9月２９日

別紙　本サービスの費用内容
本サービスにおける各費用の内容は以下の通りです。

費用名称	サービス内容
【イニシャル】 1．新規契約初期費	・本件モバイル端末への USIM カード等のセットなどの事前キッティング ・本件モバイル端末を指定先への発送
【ランニング】 2．月額利用料	・通話およびモバイルデータ通信 ・ヘルプデスクによる障害対応、各種問合せ対応 ・本件モバイル端末の修理および交換*
【イニシャル】 3．SIM 再発行費	・USIM カード等の再発行
【イニシャル】 4．解約料	・初期レンタル期間以内に解約する場合の回線およびモバイル端末レンタル解約手数料
【イニシャル】 5．未返却損害料	・解約時に本件モバイル端末を返却しない場合に生ずる損害手数料
【イニシャル】 6．SMS 利用料	・SMS(ショートメッセージサービス)通信
【イニシャル】 7．定額外通話料	・国際電話、0180(テレドーム)、0570(ナビダイヤル)などから始まる他社が料金設定している電話番号への通話

以上